

第 I 章 計画策定にあたって



第Ⅰ章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、社会を取り巻く情勢は急速な変化を見せています。急激に進む経済のグローバル化やサービス産業化、情報通信技術の進展といった経済・産業構造の変化が進んでいます。また、少子高齢化の進行により社会活力の低下が懸念されています。都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域社会とのつながりの希薄化、支え合いによるネットワーク機能の低下も指摘されています。こうした変化の激しい不安定な社会は、子どものみならず家庭、地域にも影響を与えています。

平成23年3月に発生した東日本大震災という未曾有の災害体験を通じて、私たちは、困難に直面しても諦めずに自ら考え実行する力の必要性、人材育成の重要性、人のつながりの大切さなど多くの教訓を得ました。

このような状況の中で、第2期教育振興基本計画の策定、障害者基本法の改正、障害者の権利に関する条約の発効、「21世紀型能力」(国立教育政策研究所)の提案、いじめ防止対策推進法の制定などがありました。

今、子どもたちに知性・感性に加え、認知、思考、行動等を方向付ける理性を育むとともに、自立への勇気を与える学校教育が求められています。

武蔵野市の学校ではこれまで、子どもの教育的ニーズ、体験活動、言語活動、体力向上、主体的な学び、社会性の育成、文化・芸術活動、豊かな人間性の育成などを重視した教育を展開してきました。

武蔵野市教育委員会では、社会情勢の変化や地方教育行政法をはじめとする教育関連法の改正、第2期教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、「第二期武蔵野市学校教育計画」を策定しました。今後、本市の子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていきます。

2 「第二期武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、武蔵野市第五期長期計画(平成24年度～33年度)の考え方を踏まえ、平成27年度を初年度とする平成31年度までの5年間において、目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。

本計画は、学校教育計画より1年早く平成20年度に策定された特別支援教育推進計画と一体的に策定しました。これは、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会で報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の提言も踏まえ、特別支援教育推進計画は学校教育計画と一体的に進めていくべきとの考えに基づくものです。特別支援教育の具体的な実行計画については、本計画を受けて、教育委員会が別に定める「武蔵野市特別支援教育の具体的な取組」によります。

また、武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市スポーツ振興計画、武蔵野市図書館基本計画との整

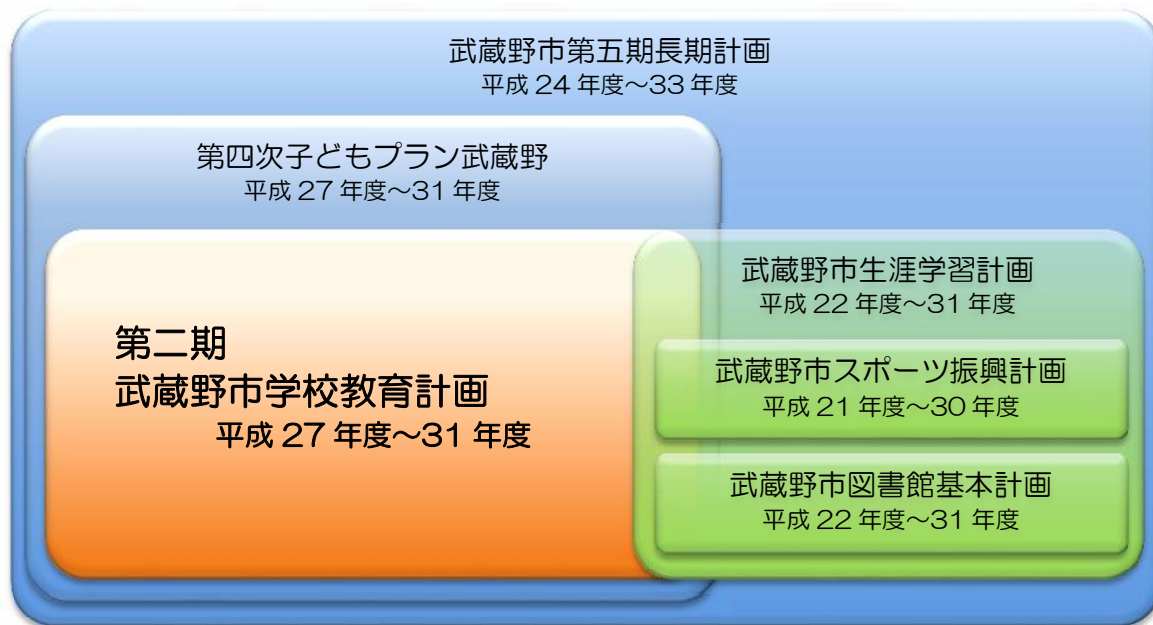
第I章 計画策定にあたって

合性も図っています。

さらに、本年度策定の第四次子どもプラン武蔵野(第五期長期計画の分野別実施計画であり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画)との整合性も図っています。

なお、本計画については、国や東京都の教育施策の動向などを踏まえ、平成31年度までに見直しを行い、平成32年度に改定する予定です。

各計画の関係図



3 この間の教育に関わる様々な動き

3-1 第2期教育振興基本計画の策定

第2期教育振興基本計画は、教育基本法第17条第1項に基づき政府が平成25年6月に閣議決定した教育の振興に関する総合計画で、第2期計画の計画期間は、平成25年度～29年度の5年間です。

第2期計画では、第1期計画で掲げた「10年間を通じて目指すべき姿」を達成すると同時に、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育の再生に向けた施策を推進する必要があるとしています。

教育行政の基本的方向性として、4つのビジョン(社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成)の下に、8のミッション(成果指標)、30のアクション(基本施策)からなる体系となっています。

3-2 障害者基本法の改正等特別支援教育に係る法改正等

平成23年8月に障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮し

つつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」こと、また、児童・生徒その保護者への情報提供及び意向の尊重、交流及び共同学習による相互理解の促進、人材の確保及び資質の向上、環境の整備の促進が定められました。

平成24年7月には、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が報告されました。「インクルーシブ教育システム」とは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system（教育制度一般）」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

平成25年6月に、「障害者差別解消法」が制定されました。行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないものとされました。

平成26年2月に、障害者の権利に関する条約が、日本においても発効しました。同条約第24条には、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」と定められています。

3-3 「21世紀型能力」 — 日本型資質・能力の枠組み

次期教育課程基準の改訂に影響を及ぼす、文部科学省の「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」の第6回会議（平成25年6月）において、国立教育政策研究所から「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則」（平成25年3月）の中で、「21世紀型能力」が提案されました。

「21世紀型能力」は、「生きる力」としての知・徳・体を構成する資質・能力から、教科・領域横断的に学習することが求められる能力を資質・能力として抽出し、これまで日本の学校教育が培ってきた資質・能力を踏まえつつ、それらを「基礎力」「思考力」「実践力」の観点で再構成した日本型資質・能力の枠組みです。

具体的には、「思考力」を中核として、それを支える「基礎力」と、使い方を方向づける「実践力」という三層構造で構成されています。

「21世紀型能力」は、今日、諸外国で求められている能力観とも一致しており、学校生活全体、全ての教科や領域等を貫いて育てたい資質・能力であり、「生きる力」をより実効性のあるものとして、どう発揮するかという方向性を示唆するモデルです。

また、平成26年11月20日に文部科学大臣より、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について、中央教育審議会に諮問されました。この諮問は、①教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体的として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的考え方、②育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や既存の教科・科目等の目標・内容の見直し、③学習指導要領等の理念を実現するための各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善を支援する方策についてなどを審議事項の柱としています。

3-4 教育委員会制度の改正

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成26年6月に改正されました。

改正の主な内容は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置く。首長は、首長と、教育委員会により構成される総合教育会議を設け、首長は総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する国の教育振興基本計画を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。児童・生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができるよう第50条(是正の指示)を見直すなどです。

3-5 いじめ防止対策推進法の制定

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求め、自治体に対しては、国のいじめ防止基本方針を踏まえ、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求めています。また、学校に対しては、国のいじめ防止基本方針又は自治体の地域いじめ防止基本方針を参考にし、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。

さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等についても規定しています。

3-6 教育のIT化に向けた環境整備4か年計画の策定

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画では、目標とされている「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」(平成26年度～29年度)を策定しました。具体的な水準目標は、教育用コンピュータ1台あたりの児童・生徒数が3.6人、電子黒板・実物投影機の整備(1学級あたり1台)、超高速インターネット接続率および無線LAN整備率100%、校務用コンピュータが教員1人1台などとなっています。

3-7 小学校及び中学校施設整備指針の改訂

文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」は、小学校及び中学校学習指導要領の改訂への対応、社会状況の変化への対応等を踏まえ、平成22年3月に検討結果を報告書としてとりまとめました。同月、本報告書に基づき「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」が改訂されました。

本報告では、小学校において外国語活動が新設されたことに伴い、外国語活動での多様な学習活動が適切に実施できる空間を計画する場合の留意事項の追加や多目的教室の計画に関する記述、中学校における武道の必修化に伴う武道が安全かつ円滑に実施できるようにするための記述が追加されています。また、理数教育の充実に向け、観察、実験等がより円滑に行

えるようにするための記述の充実など、学習指導要領の改訂に伴って学校施設面で対応すべき事項について、計画・設計上の留意点を記載しています。

また、学校施設における情報環境や、環境面からの持続可能性への配慮、屋内運動施設での快適な環境づくり、家庭や地域と連携した施設などについても記載しています。

さらに、平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題や、学校施設に関わる新たな課題に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」の審議を経て、学校施設整備指針が改正されました。学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、老朽化対策等に関する規定が充実されました。

3-8 第3次東京都教育ビジョン、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定

東京都特別支援教育推進計画は、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与するという基本理念にたって平成16年度に策定されました。

平成22年11月、平成23年度からの6年間の計画として、すべての学校で実施する特別支援教育の推進、つながりを大切にした特別支援教育の推進、自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進の3つの基本的考え方に基づいた第三次実施計画が策定されました。

第3次東京都教育ビジョンは、平成25年第7回都教育委員会定例会において策定されました。『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う』ことを基本理念とし、平成25年度からの5年間を中心に、東京都が今後中・長期的に取り組むべき教育の基本的な方向性として、10の取組の方向と23の主要施策が示されました。

3-9 武蔵野市第五期長期計画の策定

武蔵野市第五期長期計画は、平成22年8月に設置された策定委員会を中心に検討が進められました。策定委員会は、討議要綱(平成23年2月)や計画案(平成23年10月)を公表し、圏域別市民会議やパブリックコメントや無作為抽出市民ワークショップなど様々な手法を通じて広く市民の意見を求め、平成23年11月に計画案を市長へ答申しました。市長は、答申をもとに第五期長期計画案を作成して市議会へ上程し、平成24年1月に可決されました。

子ども・教育分野の5つの基本施策のうち、学校教育計画の分野は、基本施策の5「次代を担う力をはぐくむ学校教育」にあたり、その下に7つの施策が位置付けられました。

基本施策 5 「次代を担う力をはぐくむ学校教育」

- (1) 確かな学力と個性の伸長
- (2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進
- (3) 学校と地域との協働体制の充実
- (4) 特別支援教育・教育相談の充実
- (5) 学校・教員支援体制の充実
- (6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討
- (7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進

